

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（588））
2. 日時：平成30年1月12日 10時00分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 13階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他7名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「1.0 共通事項」の添付資料 1.0.15 「原子炉格納容器の長期にわたる状態維持に係わる体制の整備について」及び高圧代替注水系ポンプの設備仕様について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【原子炉格納容器の長期の状態維持に係る体制】

- 「可搬型原子炉格納容器除熱システムによる原子炉格納容器からの除熱手段」について、原子炉隔離時冷却系を運転していない場合には、作業エリアの線量に支障がないと考えていることについて、原子炉隔離時冷却系の炉心損傷前後における状況及びその後のプラント状況を踏まえて資料に記載すること。

【高圧代替注水系ポンプの設備仕様】

- 有効性評価では、高圧代替注水系は環境温度（室温）の上昇から事象発生後8時間後に使用できなくなると評価しているが、高圧代替注水系ポンプの最高使用温度を考慮した場合に、事象発生後何時間まで運転を継続可能か推定すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器の長期にわたる状態維持に係わる体制の整

備について

- ・ 常設高圧代替注水系ポンプ高温耐性評価 説明資料